

南丹市農業振興推進協議会 議事録

1. 開催年月日 平成 28 年 12 月 22 日 (木) 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分
2. 開催場所 南丹市役所 3 号庁舎 3 階 301 会議室
3. 協議事項 別紙次第のとおり

4. 委員の総数及び出席者等

- (1) 委員総数 15 名
- (2) 出席者数 11 名
- (3) 出席者 大沢委員、川勝委員、野中委員、野村委員、垣村委員、伊津委員、松崎委員、木村委員、西川委員、奥村委員、谷口委員
- (4) 欠席者 外田委員、井上委員、森田委員、福井委員
- (5) 傍聴者 なし

5. 議事の経過及びその内容

<p>司会 (中島課長)</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今から、南丹市農業振興推進協議会を開催させていただきます。 委員の皆さまには、公私ご多忙のところ、当協議会にご出席いただきありがとうございます。 私、本日の司会を務めさせていただきます農林商工部農政課中島でございます。どうぞよろしく願いいたします。 開会にあたりまして、南丹市農業振興推進協議会 大沢会長より、ごあいさつ申し上げます。</p>
<p>大沢会長</p>	<p>委員の皆様には、ご多忙のところご出席賜り心より厚くお礼申し上げます。 皆様には、日ごろは、農業振興の推進にご尽力いただいておりますことに、高いところからではございますが、感謝を申し上げます。 さて、これまで委員の皆さま方にご審議いただきました南丹農業振興地域整備計画の全体見直しにつきまして、最終段階に入ってきたところでございます。 本日は文章編につきまして、これまでいただいたご意見を集約しました結果を修正前と修正後に比較し、事務局から明示していただきまして、最終のご審議をいただこうと考えております。 また、見直し後の農用地などの面積等も報告いただく予定にしております。 全体見直しについては、今回がご審議いただく最終の場となりますが、忌憚ないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>

<p>司会 (片山課長補佐)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは南丹市農業振興推進協議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が兼ねるとなっておりますので、3. 議事につきましては大沢会長様にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (大沢会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。 「南丹市農業振興地域整備計画（農振の見直し）の中間報告について」事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局 (藤田)</p>	<p>失礼をいたします。説明をさせていただきます農政課 藤田です。よろしくお願いいたします。 失礼ですが、着席をさせていただきます。</p> <p>まず、お手元の資料のご確認をお願いいたします。 右肩に資料①と記載されている「南丹農業振興地域 農用地見直しに係る中間報告」と記載されたA4サイズの1枚もの。 続いて資料②と記載されたA3サイズで三つ折りとしているもので「特別管理作業スケジュール」 最後に資料③と記載された「南丹農業振興地域整備計画書の修正予定箇所について」と記載されたホッチキス止めのもの、こちらについては、1枚目をめくっていただいた以降については、現状の計画書に係る文章編となっております。 資料はそろっておりますでしょうか？</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます まず最初に資料①について説明をさせていただきます。 前回の協議会においてご検討いただいた資料を基本に、区長及び農家(事)組合長を対象者とした集落の意向調査に係る説明会を6月28日～7月1日に開催をいたしました。 その後、意向に係る申出については、8月31日を締切としておりましたが、集落での協議に時間を要する場合等があり、別途連絡をいただいたものを除き10月11日で締切をさせていただきました。 その申出に係る集計結果が、中段及び下段の表の内容となっております。 内容についてですが、まず除外に係るものについて、説明をさせていただきます。 中段の表 見直しを検討する面積等（除外）をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。 除外の理由については、大きく「非農地」、「機械化困難」、「集落介在農地」、「転用希望」に分類させていただきました。 それぞれの内容は、表の下に概要を記載しておりますが、</p>

「非農地」は、現状が宅地や山林原野であった場合や荒れ果てて再生利用することが困難な農地となっています。

「機械化困難」は、未整備田等の小規模な農地で大型機械の利用が出来ない農地や農業機械の進入が困難な農地となっています。

「集落介在農地」は集落の中に存在し、集団的に存在しない小規模な農地となっています。

「転用希望」は住宅建築、資材置場、駐車場等の目的をもって除外を行い、除外後に農地法に係る転用手続きを要するものを記載しています。

それでは、「非農地」による除外から説明をさせていただきます。現在の集計状況では299筆 概ね13ヘクタールとなっており、その3分の1程度は、すでに農業委員会において再生困難な農地として一定の判断がされています。また、ほ場整備田は基本的に除外を行わない方針でしたが、農業委員会が非農地として一定の判断がされたものについては、今後集落の意向確認を行った後、除外希望のものは含めていきたく思いますので、今後さらに増加する可能性があります。

次に「機械化困難」についてですが、262筆 約7.5ヘクタールとなっており、基本的に未整備田で、今後もほ場整備事業等が実施される見込みがなく、農業用機械を使用した効率的な農業を行うことが困難な農地となっています。そのため、半数程度はすでに耕作困難となっており、今後、非農地化が進む可能性が高い農地となっています。

「集落介在農地」については、99筆 概ね2.3ヘクタールとなっており、その大半は美山町となっていますが、その理由は、昭和49年の計画策定時において、集落内に存在した小規模な農地であっても、農地として守っていくために、農用地として指定していましたがためと考えられます。

「転用希望」については、農業用以外の利用を目的に除外を希望するものとなっており、10筆 0.8ヘクタールとなっています。

その内訳は、住宅用地1件(740㎡)、資材置場1件(1,845㎡)、倉庫等1件(5,379㎡)、駐車場2件(180㎡)となっています。

次に下段の表の農用地への編入及び農地から施設用地への変更についてですが、

「編入」については、30筆 約3ヘクタールの農地を新たに農用地として指定を受けようとするものとなっています。

その大半は園部町の区域となっていますが、内容は、様々な理由により農用地から除外をされていましたが、その後も農地として活用がされ、集落において農地維持の活動を行っても、各種交付金制度の対象農地となっていなかったことから、今回の見直しに併せて編入を希望されたものとなっています。なお、基本的に

ほ場整備田が中心となっています。

日吉町は未整備田ですが、Iターンにより集落に入ってきた方が営農をされている農地ですが、先ほどあった農地維持の交付金の対象とならないことから、当該農地に係る共同活動が実施出来ず、集落としても応援するためにも農用地として編入をして欲しいとの申し出によるものとなっています。

「施設用地」については、農業用倉庫の建築を行うため用途変更の希望がされたものとなっており、10筆 2,605㎡となっています。なお、施設用地に変更を行った場合でも、農業委員会への届出や申請等は必要となります。

以上が、現在の集計結果となっていますが、今後、集落に対する最終の意向確認による増減も見込まれ、今後の協議により変更の可能性もあることから、今回の面積がそのまま変更されるものでないことについて、ご了承をお願いいたします。

また、申し訳ありませんが、農用地の変更における個別の案件については、この協議会でご協議はいただきず、全体的な面でのご意見等を賜りたいと考えています。

個別の案件について、農用地の変更は都道府県知事の同意案件となっているため、集落の意見等を踏まえたうえで、事務局と京都府での協議とさせていただきたいと思っております。

見直し前 2,303ヘクタール

現 状 2,297ヘクタール（仮集計）

続いて資料②のスケジュールについてですが、前回の協議会において説明させていただいたところですが、一部変更が生じたので変更点について説明をさせていただきます。

当初、8月末で集落からの申出を締め切り、その後9月に今回の中間報告をさせていただく予定としておりましたが、集落からの申出期間の延長を行ったことにより、中間報告が12月となりました。

また、今後、集落からの申出に対し、明らかに認められない案件等について回答を行い、さらに追加申出期間を設けることとしたため、作業スケジュールについて、3ヶ月程度後ろ倒しとなっておりますが、あくまで平成29年度中には完了をしたいと考えております。

最後に資料③の南丹農業振興地域整備計画書についてですが、今回は見直し前の計画書を添付させていただき、1枚目の内容について時点修正を行ったうえで、次回の協議会には修正したもので協議を行っていきたいと考えておりますが、例えばこういった内容等について計画書に盛り込むべきといったご意見がありましたら、口頭でも結構ですので、来年2月頃までを目途にお知らせいただければ、可能な範囲で盛り込んだうえで提案をさせていただきます。

	<p>きたいと考えております。</p> <p>長くなり申し訳ありませんでしたが、以上で説明を終了させていただきます。</p>
大沢会長	<p>ただいま、事務局より報告のありました件について、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、質疑もないようですので、南丹市農業振興地域整備計画 中間報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(委員より「異議なし」)</p> <p>異議なしと認め、これで議事を終了させていただきます。</p> <p>本日は、議事進行に御協力いただき、各委員に対しお礼申し上げます。今後も何かとお世話になりますが、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。</p>
事務局 (片山課長補佐)	<p>大沢会長ありがとうございました。</p> <p>次第4 その他 ですが事務局からは特にありませんので、これで閉会させていただきます。</p> <p>閉会にあたりましては、川勝副会長よりあいさつをお願いいたします。</p>
川勝副会長	<p>大変ご苦勞さまでございました。</p> <p>進行に際してはご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>皆様もお忙しい中、ご出席をいただきお礼申し上げます。</p> <p>本日は大変お疲れ様でした。</p>

